

監査公告第20号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

平成30年3月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

観光戦略部 定期監査結果にかかる措置報告

監査意見

- ・指定管理制度における修繕費の取り扱いについて、次のとおり意見を付す。

加賀山代温泉総湯の指定管理において、修繕費負担の取り扱いが他の指定管理施設と異なるとの説明であるが、過去の経緯から違いが生まれたにせよ、その理由が何で、どの程度に影響するのか、また、それは本来指定管理委託の中で対応すべきものなのか、改めて見直す時期ではないか。

より良い施設運営に向けて、事柄を整理し書面で提示することで、協定書に記載される協議の基礎とするなど、所管課として工夫するよう努められたい。長きにわたり同じ議論を繰り返しており、速やかな対応を期待する。

対 応

指定管理協定書において、修繕については「1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲乙相互で協議し費用の負担について決定するものとする。」と規定している。

施設の経年から耐用年数を過ぎた設備等も多くなり、10万円以上の修繕が必要となるたびに相互で協議を行うことで、必要以上に時間を要するところから、総湯事業（自主事業を除く）にかかる1件10万円以上の修繕については、市が費用負担することとし、早急に対応することで健全な施設運営につなげたい。